

川越市総合計画審議会規則（原文縦書き）

平成 2 6 年 1 0 月 1 日

規則第 6 0 号

（趣旨）

第 1 条 この規則は、川越市総合計画策定条例（平成 2 6 年条例第 5 9 号）第 7 条第 4 項の規定に基づき、川越市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長及び副会長）

第 2 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 3 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第 4 条 審議会の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

（その他）

第 5 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。